

奈良市公報

号外第2号 (平成27年7月後半分)

平成28年7月4日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則…4
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………4
- 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……6
- 奈良市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則…26
- 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………27

告 示

- 放置自転車等の保管（2件）……………28
- 差押調書等の公示送達……………28
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………28
- 一般競争入札の実施……………29
- 開発行為に関する工事の完了……………29
- 督促状の公示送達……………29
- 道路の区域変更……………30
- 道路の供用開始……………30
- 放置自転車等の保管……………30
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………30
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………31
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………31
- 道路の位置指定……………31
- 放置自転車等の保管……………31
- 開発行為に関する工事の完了……………32
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………32
- 一般競争入札の実施……………32
- 平成26年度国民健康保険料督促状の公示送達……………32
- 公募型プロポーザルの実施……………33
- 放置自転車等の処分……………33
- 放置自転車等の保管……………34
- 道路の位置指定（2件）……………34
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………34

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………34

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催……………35

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………35

- 在外選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………35

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集……………36
- 農地部会及び農政部会の部会委員の互選……………36
- 農地部会長及び農政部会長の選任……………36
- 農地副部会長及び農政副部会長の選任……………36
- 農政部会の招集……………36

規 則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第67号

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

支給認定申請書兼施設利用申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等

年 月 日

(宛先)奈良市長

保護者 現住所
氏名
電話番号

印

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

利用希望の 小学校就学前 子ども	フリガナ	生年月日		性別	認定者番号			
	氏名	年 月 日		男・女	※既に支給認定を受けている方は記入			
教育・保育の 希望を選択 (○で囲む)	保育を希望 ^{2号認定} 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方 ※保育利用の理由が必要です。 ^{3号認定} 更に保育必要量を選択 → 保育標準時間 ※両親がともに週30時間(月120時間)以上の就労など (○で囲む) 保育短時間 ※両親の一人が週24時間以上30時間未満(月96~120時間)の就労など							
	教育を希望 ^{1号認定} 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方							
(同居の 祖父母等を含む)	フリガナ	子どもの 続柄	生年月日	連絡先 (携帯電話番号など)	職業	勤務先、学校名学年など	市民税等 課税状況	(備考)
							有・非	
							有・非	
							有・非	
							有・非	
							有・非	
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況 <input checked="" type="checkbox"/> を記入				<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている 年 月 日から				
住所歴の確認 ※市外に <input checked="" type="checkbox"/> を記入された方は、その年度の市民税額等証明書書の提出が必要になります。								
続柄	前年1月1日時点 <input checked="" type="checkbox"/> を記入			本年1月1日時点 <input checked="" type="checkbox"/> を記入				
	□奈良市 □市外(旧住所:)			□奈良市 □市外(旧住所:)				
	□奈良市 □市外(旧住所:)			□奈良市 □市外(旧住所:)				
の 子 現 ど も の 状 況	1 保育関連施設等(施設名)に預けている。 2 現在は就労していない(育児休業中を含む)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自宅で保育している。 3 その他()							
施設利用を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで						
利用希望 施設名と 順番	①	(希望理由)					事業所番号(*課記入欄)	
	②	(希望理由)					事業所番号(*課記入欄)	
	③	(希望理由)					事業所番号(*課記入欄)	
	④以下	幼稚園、認定こども園(教育部分)併願 入園申込をされている方は <input checked="" type="checkbox"/> を記入					<input type="checkbox"/> 園名	
次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。								
保育利用 の理由 (番号を記入)	続柄	番号	保育が必要な理由(保護者の現況)					
		-()	1就労 1-(1)正職員 1-(2)パート・アルバイト 1-(3)自営業 1-(4)派遣社員 1-(5)内職 2妊娠・出産 2-(1)妊娠中、出産後 2-(2)里帰り出産 3疾病・障がい 3-(1)自宅療養、通院 3-(2)入院 3-(3)心身等障がいの手帳を保持 4同居親族介護・看護 4-(1)自宅で親族を介護・看護 4-(2)子どもの看護 4-(3)入院、入所親族の看護 5災害復旧 5-(1)震災、風水害の復旧 5-(2)火災等の復旧 6求職活動 6-(1)就労内定 6-(2)起業準備中 6-(3)求職活動中 7就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等 7-(3)職業訓練 7-(4)その他各種学校等 8ひとり親 8-(1)離婚 8-(2)離婚調停中 8-(3)拘留等 8-(4)死別 8-(5)未婚					
希望する 保育時間	利用曜日 (○で囲む)	月・火・水・木・金・土	必要な利用時間 時 分から 時 分まで 1日当たり利用約 時間 分 通勤+就労時間					

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続柄	氏名	年齢	住所(別居の場合のみ記入)		生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)
父	祖父	歳	同居・別居		
	祖母	歳	同居・別居		
母	祖父	歳	同居・別居		
	祖母	歳	同居・別居		

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
- 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
- 市は、施設型給付費等の支給認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
- 市は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供することがあります。
- 市は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要が生じた場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
- 本申請については、 認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は にお知らせします。
上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名

Ⓔ

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おさください。

- 市は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

(保護者の方は、以下記入しないでください。)

*所管課記載欄

受付年月日	年 月 日	システム入力確認 <input type="checkbox"/>	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短 3号標準 3号短	年 月 日認定	認定否理由	
利用施設の調整	施設名	利用不可	受入れなし 定員満了 受入体制不能 指数低位 その他	
利用の期間	年 月 日から	入学 満3歳 2か月 産後2月 育休終了 地域型卒園 今年度末	年 月 日まで	
備考				

*施設等記載欄(保護者が施設又は事業者を経由して市町村に提出した場合)

受付年月日	年 月 日	提出した保護者氏名 (続柄)	続柄()
施設(事業者)名	施設(事業者)の担当者 連絡先	氏名 連絡先	Ⓔ
入所、入園内定(契約)、入園許可の確認(○で囲む)	内定(契約)、許可あり	年 月 日 内定(契約)、許可	内定(契約)、許可なし
備考			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども・子育て支援法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第68号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号中「創業関連保証制度」の次に「又は支援創業関連保証制度」を加える。

第6条第1号カ中「1,000万円以内」の次に「(支援創業関連保証にあつては、1,500万円以内)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第69号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則
奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式 (第9条関係)

介護保険受給資格証明書														
被 保 険 者	番 号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>												
	フリガナ	-----												
	氏 名	-----												
	生年月日	年 月 日	性 別											
	住 所	-----												
	(転出先予定)	-----												
異動予定日	年 月 日													
上記の者は、介護保険の要介護認定・要支援認定等を次のとおり受けている (申請中の)者であることを証する。														
年 月 日														
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>														
奈良市長 印														
<input type="checkbox"/> 認定済		<input type="checkbox"/> 申請中												
申請年月日		年 月 日												
要介護状態区分	認定年月日		年 月 日											
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで有効													
利用者の負担割合 (住所移転前の負担割合)	割 (割)													
認定審査会の意見等														
備 考														

※転入手続き前に必ず別紙をお読みください。
※転入日から14日以内に、転入先市町村の介護保険担当窓口へ提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成27年7月31日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第70号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市営住宅入居承認書」を「入居承認書」に改める。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市営住宅入居請書)」を付し、同条第1項中「請書」を「市営住宅入居請書(以下「入居請書」という。)」に改め、同条第2項中「前項の請書」を「入居請書」に、同項第1号中「入居者」を「入居決定者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 条例第13条ただし書の場合においては、入居決定者は、指定入居日までに連絡調整人を定め、その者と連署した入居請書(別記第4号様式の2)を提出しなければならない。

2 前項の入居請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居決定者の印鑑証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の連絡調整人に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅連帯保証人変更承認申請書(別記第4号様式の3)に入居請書及び同条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、条例第13条ただし書の場合においては、前条の規定を適用する。

第7条の次に次の1条を加える。

(明渡し時の納付期限の特例を適用する納付の方法)

第7条の2 条例第17条第2項及び第20条の3第3項の規則で定める納付の方法は、口座振替とする。

第11条の2を次のように改める。

(共益費)

第11条の2 条例第20条の2第1項の規則で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

- (1) 階段灯、廊下灯、外灯等の電気の使用料

(2) 共同水栓の水道及び下水道の使用料

(3) 集会所の維持管理に必要な電気、ガス、水道及び下水道の使用料等

(4) 共同灯等の電球及び共同水栓等のパッキンの取替えに要する費用

(5) 階段、廊下その他の共用部分の清掃及び樹木の手入れに要する費用

2 条例第20条の2第2項において準用する条例第17条第6項の規定により、共益費の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅共益費減免(徴収猶予)申請書(別記第8号様式の2)にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

第13条第2項中「規定により承認してはならない場合」を「規定で定めるとき」に改め、同項第2号中「又は入居者が同居させようとする者」を削り、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 入居者が同居させようとする者が現に又は過去に市営住宅、改良住宅等(奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)第2条に規定する改良住宅等をいう。)及びコミュニティ住宅(奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。)(以下「市営住宅等」という。)に入居若しくは同居している者又は入居若しくは同居していた者である場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。ただし、入居者が同居させようとする者が、市営住宅等に現に同居している、又は過去に同居していた場合において、未成年者であることその他の特別の事情があるときは、この限りでない。
 - ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納があるとき。
 - イ 条例第38条第1項各号(第2号及び第9号を除く。)に該当したことがあるとき。

(4) 入居者が同居させようとする者が、市営住宅等を不法に占有したことがあるとき。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

第14条第2項中「規定により承認してはならない場合」を「規則で定めるとき」に改め、同項第4号中「又は当該承認を受けようとする者」を削る。

第19条中「並びに第38条第3項及び第4項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第34条第3項並びに第38条第3項及び第4項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とする。

第19条の次に次の6条を加える。

(駐車場の使用申込み)

第19条の2 条例第38条の3の規定による駐車場の使用申込みは、市営住宅駐車場使用申込書(別記第17号様式の2)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 駐車場に駐車させる自動車の自動車検査証の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(駐車場使用者決定の通知)

第19条の3 条例第38条の4の規定による使用者決定の通

知は、駐車場使用承認書（別記第17号様式の3）によつて行うものとする。

（駐車場使用請書）

第19条の4 条例第38条の4の4の規定による駐車場使用請書は、別記第17号様式の4によるものとする。

（駐車場の使用料の徴収等の申請）

第19条の5 条例第38条の4の5第3項の規定により、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書（別記第17号様式の5）にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（駐車場の返還の届出）

第19条の6 入居者は、条例第38条の4の6の規定により、駐車場を返還しようとするときは、その7日前までに市営住宅駐車場返還届（別記第17号様式の6）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（返還期日到来後に徴収する金銭の額）

第19条の7 条例第38条の4の9第3項の規則で定める額は、条例第38条の4の5第2項に規定する使用料に相当する額とする。

第24条を第27条とし、第23条の次に次の3条を加える。

（氏名変更届）

第24条 入居者は、当該入居者又は同居者が婚姻、離婚その他の理由により氏名の変更をしたときは、直ちに市営住宅氏名変更届（別記第21号様式）により市長に届け出なければならない。

（駐車場の使用者の変更）

第25条 駐車場の使用者が次の各号の一に該当する場合において、入居者又は当該使用者と同居していた者が引き続き駐車場を使用しようとするときは、入居者は、市営住宅駐車場使用者変更承認申請書（別記第22号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 当該駐車場の属する市営住宅を退去したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場を使用しなくなったとき。

（駐車自動車の変更）

第26条 入居者は、駐車場に駐車させる自動車を変更しようとするときは、市営住宅駐車場駐車自動車変更承認申請書（別記第23号様式）に第19条の2各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

市営住宅入居申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり入居を申し込みます。

申込住宅名		住宅番号		
申込者	住所			
	フリガナ			
	氏名	電話番号 ()		
	勤務先の所在地	電話番号 ()		
入居しようとする者	氏名	年齢	性別	続柄
	(生年月日 . .)			本人
	(生年月日 . .)			
	(生年月日 . .)			
	(生年月日 . .)			
	(生年月日 . .)			
障害の種別・程度		級・A・B		

受付番号
(抽選番号)

※
※印は、記入しないでください。
太線内に必要事項を記入してください。

第2号様式 (第4条関係)

奈良市指令 第 号
年 月 日

様

奈良市長 氏 名 印

入 居 承 認 書

年 月 日付けの奈良市営住宅の入居申込みについては、下記の条件を付して承認します。

記

1. 住宅の所在地 奈良市 町 番地
2. 住宅名・番号 第 号市営住宅第 号
3. 指定入居日 年 月 日
4. 家賃 (月額) 金 円 (ただし、年 月 日までの額)
5. 敷 金 金 円
6. 入居者は、下記の者に限る。

	入居者氏名	続柄	生年月日

(以上 名)

7. 入 居 期 間 指定入居日までに敷金の納付及び市営住宅入居請書の提出を済ませ、指定入居日から14日以内に入居を完了すること。
8. 指定入居日までに敷金の納付若しくは市営住宅入居請書の提出がないとき、又は指定入居日から14日以内に入居しないときは、この承認を取り消すものとする。
9. やむを得ない理由により指定入居日から14日以内に入居できないときは、あらかじめその旨を申し出て承認を受けること。
10. 家賃を3箇月以上滞納したとき、その他奈良市営住宅条例第38条第1項各号のいずれかに該当し、住宅の明渡しの請求を受けたときは、速やかに当該住宅を明け渡すこと。

別記第4号様式を次のように改める。
第4号様式（第6条関係）

(表)

市営住宅入居請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

年 月 日付け奈良市指令 第 号で下記の住宅の入居承認を受けましたので、奈良市営住宅条例、同施行規則の規定、入居承認書に記載の条件その他の規定に定めるところに従います。なお、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務についてその義務を引き受けます。

入居年月日	年 月 日
-------	-------

入居者	フリガナ 氏 名	実印			年 月 日生
	住 所	電話番号			
	勤 務 先	名 称 所在地	電話番号		
同居者	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名 称 所在地 電話番号	
住宅所在地					
住宅名番号				建設年度	
構造規格		間取り		床面積	

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏名	実印		年 月 日生
	現住所	電話番号		
	入居者との関係		職業	
	勤務先	名称 所在地	電話番号	
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏名	実印		年 月 日生
	現住所	電話番号		
	入居者との関係		職業	
	勤務先	名称 所在地	電話番号	

連帯保証人の遵守事項

- 1 入居者が家賃等を滞納した場合、支払いの指導を行うとともに、市から請求があったときは、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続きを取ることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき市に協力すること。

請書提出上の注意事項

- 1 入居者及び連帯保証人の押印は実印とし、印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付してください。
- 2 連帯保証人が死亡したときその他奈良市営住宅条例に定める要件を欠いたときは、市営住宅入居請書を再提出してください。
- 3 生活保護受給者、成年被後見人、被保佐人、被補助人（保証をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）、破産者、入居決定者又は入居の承継の承認を受けようとする者と同居する者は、連帯保証人になることができません。後日発覚した場合虚偽申請となりますのでご注意ください。また、市がその他連帯保証人として不適格であると判断した場合は、連帯保証人を変更していただく場合があります。

備考欄

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。
第4号様式の2（第6条の2関係）

(表)

市営住宅入居請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

年 月 日付け奈良市指令 第 号で下記の住宅の入居承認を受けましたので、奈良市営住宅条例、同施行規則の規定、入居承認書に記載の条件その他の規定に定めるところに従います。なお、連絡調整人は、市からの入居者への連絡又は指導の協力の依頼に応じます。

入居年月日	年 月 日
-------	-------

入居者	フリガナ氏名	実印			年 月 日生
	住所	電話番号			
	勤務先	名称 所在地	電話番号		
同居者	氏名	続柄	生年月日	勤務先	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
			年 月 日	名称 所在地 電話番号	
住宅所在地					
住宅名番号				建設年度	
構造規格		間取り		床面積	

(裏)

連絡調整人	フリガナ氏名	印		年 月 日生
				電話番号
	現住所			
	入居者との関係		職業	
勤務先	名称 所在地	電話番号		
連絡調整人	フリガナ氏名	印		年 月 日生
				電話番号
	現住所			
	入居者との関係		職業	
勤務先	名称 所在地	電話番号		

連絡調整人の遵守事項

- 1 市から入居者への連絡又は指導の協力の依頼があったときは、連絡調整人は、これに応じること。
- 2 入居者が何ら手続きを取ることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき市に協力すること。

請書提出上の注意事項

- 1 入居者の押印は実印とし、印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付してください。
- 2 連絡調整人が死亡したときその他市長が定める要件を欠いたときは、市営住宅入居請書を再提出してください。
- 3 市が連絡調整人として不適格であると判断した場合は、連絡調整人を変更していただく場合があります。

備考欄

第4号様式の3 (第7条関係)

市営住宅連帯保証人変更承認申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号	
変更の理由		
新たな 連帯保証人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	入居者との関係	
前任の 連帯保証人	住 所	
	氏 名	
奈良市営住宅条例施行規則第7条第3項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 奈良市長 <div style="text-align: right;">入居者氏名 ㊟</div>		
※調査者意見		

(注) ※印は、記入の必要がありません。

別記第5号様式を次のように改める。
第5号様式(第8条関係)

家賃減免(徴収猶予)申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
減免(徴収猶予)の理由					
家賃	家賃 円 年 月分まで完納				
減免(徴収猶予)希望期間及び金額	年 月 日から 年 月 日まで 円				
入居家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先	備考
	本人				
奈良市営住宅条例施行規則第8条の規定により上記のとおり申請します。					
年 月 日					
(宛先) 奈良市長					
					入居者氏名 ㊟
※調査者意見					

- (注) 1 家賃の減免又は徴収猶予の理由を証する書類を添付してください。
2 ※印は、記入の必要がありません。

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。
第8号様式の2（第11条の2関係）

市営住宅共益費減免（徴収猶予）申請書

住宅名・番号	第 号 市 営 住 宅 第 号				
減免（徴収猶予）の理由					
共 益 費	共益費 円 年 月分まで完納				
減免（徴収猶予）希望期間及び金額	年 月 日から 年 月 日まで 円				
入居家族の状況	続柄	氏 名	年 齢	勤 務 先	備 考
	本人				
奈良市営住宅条例施行規則第11条の2の規定により上記のとおり申請します。					
年 月 日					
(宛先) 奈良市長					
入居者氏名					㊟
※調査者意見					

- (注) 1 共益費の減免又は徴収猶予の理由を証する書類を添付してください。
2 ※印は、記入の必要がありません。

別記第17号様式の次に次の5様式を加える。
第17号様式の2（第19条の2関係）

(表)

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

入居者氏名 ㊦

次のとおり市営住宅駐車場を使用したいので関係書類を添えて申し込みます。

希望する駐車場	第 号市営住宅駐車場			※ 受付番号			
使用者氏名		生年月日		年	月	日	
入居者氏名		生年月日		年	月	日	
住 所						(電話)	
駐車させる自動車							
自動車登録番号		自動車の種別					
車体の形状		長さ	cm	幅	cm	高さ	cm

————— (切 取 り 線) —————

市営住宅駐車場申込済票				
住 所		※ 希望した駐車場	※ 受付番号	主管課
氏 名				印

(裏)

1 添付書類

- (1) 駐車場に駐車させる自動車の自動車検査証の写し
- (2) その他

2 注意事項

- (1) ※印は、記入の必要がありません。
- (2) 添付書類は、一切返却しません。

————— (切 取 り 線) —————

(注) 1 この申込済票は、再発行しません。

2 この申込済票の受付番号は、抽せん番号としますから大切に保存してください。

第17号様式の3 (第19条の3関係)

奈良市指令 第 号
年 月 日

様

奈良市長 氏 名印

駐 車 場 使 用 承 認 書

市営住宅駐車場使用申込みについては、下記の条件を付して承認します。

駐 車 場 使 用 者			
使 用 す る 区 画			
申 込 年 月 日	年 月 日		
指 定 使 用 日	年 月 日		
駐 車 す る 自 動 車	車 名	登録番号	
駐 車 場 使 用 料	月 額	円 敷 金	円
使 用 条 件	1. 指定使用日までに駐車場敷金の納付及び駐車場使用請書の提出を済ませてください。 2. 指定使用日までに駐車場の敷金の納付又は駐車場使用請書の提出がないときは、この承認を取り消すものとする。 3. この承認書により駐車できる自動車は、市営住宅駐車場使用申込書に記載の自動車に限ります。 4. 駐車場使用料を3箇月以上滞納したとき、その他奈良市営住宅条例第38条の4の9各号のいずれかに該当し、駐車場使用決定の取り消しを命じられたときは、速やかに当該駐車場を返還すること。		

第17号様式の4 (第19条の4関係)

駐車場使用請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

年 月 日付け奈良市指令 第 号で下記の駐車場の使用承認を受けましたので、奈良市営住宅条例、同施行規則の規定、駐車場使用承認書に記載の条件その他の規定の定めるところに従います。

使用開始年月日	年 月 日
---------	-------

駐車場名		区画番号	
------	--	------	--

入居者	フリガナ氏名	印	年 月 日生
	住所		電話番号
	勤務先	名称 所在地	電話番号

備考欄

第17号様式の5（第19条の5関係）

駐車場使用料減免（徴収猶子）申請書

駐車場名・区画番号	第 号市営住宅駐車場第 番					
減免（徴収猶子）の理由						
使用料	使用料 円 年 月分まで完納					
減免（徴収猶子）希望期間及び金額	年 月 日から 年 月 日まで 円					
入居家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先	備考	
	本人					
<p>奈良市営住宅条例施行規則第19条の5の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名 ㊟</p>						
<p>※調査者意見</p>						

- (注) 1 家賃の減免又は徴収猶子の理由を証する書類を添付してください。
2 ※印は、記入の必要がありません。

第17号様式の6 (第19条の6関係)

市営住宅駐車場返還届

駐車場名・区画番号	第 号市営住宅駐車場第 番
返 還 理 由	
返 還 年 月 日	年 月 日
※ 立 会 検 査 日	年 月 日 午 前 後 時 ころ
※ 使用料未納額及び支払 方法	月分 円 一括払・分割払
※ 敷金の額及び還付方法	円 直接払・郵送・その他 ()
<p>奈良市営住宅条例施行規則第19条の6の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名 ㊟</p>	
※検査人意見	

(注) 1 この届は、必ず市営住宅駐車場の返還の7日前までに提出し、駐車場の検査を受けてください。

2 ※印は、記入の必要がありません。

別記第20号様式の次に次の3様式を加える。
第21号様式（第24条関係）

市営住宅氏名変更届

住宅名・番号		第 号 市 営 住 宅 第 号		
変更の理由				
氏 名		続柄	生年月日	備 考
変 更 前	変 更 後			
奈良市営住宅条例施行規則第24条の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 (宛先) 奈良市長 入居者氏名 ㊟				

第22号様式（第25条関係）

市営住宅駐車場使用者変更承認申請書

駐車場名・区画番号	第 号 市 営 住 宅 駐 車 場 第 番	
現 使 用 者 氏 名		
変 更 後 の 使 用 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	入居者との続柄	
変 更 の 理 由		
<p>上記のとおり使用者変更をしたいので、奈良市営住宅条例施行規則第25条の規定により申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right;">入居者氏名 ㊦</p>		
<p>※調査者意見</p>		

(注) ※印は、記入の必要がありません。

第23号様式（第26条関係）

市営住宅駐車場駐車自動車変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

入居者氏名 ㊟

次のとおり市営住宅駐車場に駐車させる自動車を変更したいので関係書類を添えて申請します。

駐車場名・区画番号	第 号 市 営 住 宅 駐 車 場 第 番					
使用者氏名		生年月日	年 月 日			
住 所	(電話)					
変更後駐車させる自動車						
自動車登録番号		自動車の種別				
車体の形状		長さ		幅		高さ
			cm		cm	cm

1 添付書類

- (1) 変更後駐車場に駐車させる自動車の自動車検査証の写し
- (2) その他

2 注意事項

添付書類は、一切返却しません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定（「及び第20条の3第3項」に係る部分に限る。）、第11条の2の改正規定及び第19条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日前に現に奈良市営住宅条例第34条第3項又は第38条第3項若しくは第4項の規定により金銭を徴収している者に係る当該金銭の額については、この規則による改正後の奈良市営住宅条例施行規則第19条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成27年8月1日において、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成27年7月31日揭示済)

奈良市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第71号

奈良市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3項」を「第5条第6項、第5条の3第3項第3号」に、「及び改良住宅条例」を「改良住宅店舗作業場の使用の承継の承認の基準その他改良住宅条例」に改める。

第2条中「おいては」の次に「、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「改良住宅入居請書」と、市営住宅条例第26条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、市営住宅条例第31条中「収入超過者又は高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、市営住宅条例第32条第1項中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条及び前条」とを加え、「第17条第6項の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の奈良市営住宅条例（以下この条において「旧市営住宅条例」という。）第22条後段の規定によるあつせん又は旧市営住宅条例第23条第1項若しくは旧市営住宅条例第23条第4項において準用する旧市営住宅条例第16条第5項の規定による割増賃料の納付、徴収の猶予若しくは減免」を「第17条第3項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第17条第6項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免又は第31条の規定によるあつせん等」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(改良住宅店舗作業場の使用の承継の承認申請等)

第4条 改良住宅条例第5条の3第1項の規定による承認申請は、改良住宅店舗作業場使用承継承認申請書（別記様式）によつて行わなければならない。

2 改良住宅条例第5条の3第3項第3号の規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

(1) 使用者が改良住宅条例第5条第1項の規定により準用する市営住宅条例第38条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき。

(2) 当該承認を受けようとする者が現に又は過去に市営住宅（市営住宅条例第3条に規定する市営住宅をいう。）、改良住宅等及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に入居若しくは同居している者又は入居若しくは同居していた者である場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。ただし、当該承認を受けようとする者が、市営住宅等に現に同居している、又は過去に同居していた場合において、未成年者であることその他の特別の事情がある場合は、この限りでない。

ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納があるとき。

イ 条例第38条第1項各号（第2号及び第9号を除く。）に該当したことがあるとき。

(3) 当該承認を受けようとする者が、市営住宅等を不法に占有したことがあるとき。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

(4) その他市長が別に定めるとき。

附則の次に次の様式を加える。
別記様式（第4条関係）

改良住宅店舗作業場使用承継承認申請書

住宅名・番号	地区改良住宅店舗作業場第 号	
現使用者氏名		
使用承継を受けようとする者	氏名	
	生年月日	
	現入居者との関係	
使用承継の理由		
上記のとおり使用承継をしたいので、奈良市改良住宅条例第5条の3の規定により申請します。 年 月 日 (宛先) 奈良市長 申請者氏名 ㊟		
※調査者意見		

(注) ※印は、記入の必要がありません。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「おいては」の次に「、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「改良住宅入居請書」と」を加える部分に限る。）は、平成27年8月1日から施行する。

(平成27年7月31日揭示済)

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第72号

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第3項及び第21条」を「第6条第6項

及び第7条」に改める。

第2条中「おいては」の次に「、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「コミュニティ住宅入居請書」と、市営住宅条例第26条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、市営住宅条例第31条中「収入超過者又は高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、市営住宅条例第32条第1項中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条及び前条」と」を加え、「第17条第6項の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の奈良市営住宅条例（以下この条において「旧市営住宅条例」という。）第22条後段の規定によるあつせん又は旧市営住宅条例第23条第1項若しくは旧市営住宅条例第23条第4項において準用する旧市営住宅条例第16条第5項の規定による割増賃料の納付、徴収の猶予若しくは減免」を「第17条第3項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第17条第6項（第28条第2項において準用する場合を含む。

）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免又は第31条の規定によるあつせん等」に改める。

第4条から第10条までを削り、第11条を第4条とする。
別記第1号様式から第7号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第21条」を「第7条」に改める部分に限る。）、第2条の改正規定（「おいては」の次に「、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「コミュニティ住宅入居請書」と」を加える部分に限る。）、第4条から第11条までの改正規定及び別記様式の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年8月1日において、現にこの規則による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成27年7月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第518号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年7月14日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

- | | | |
|-------|---------|---------------------|
| ア 移動費 | 自転車 | 2,000円 |
| | 原動機付自転車 | 4,000円 |
| イ 保管費 | 1,000円 | (ただし、移動日から14日以内は無料) |

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成27年7月16日揭示済)

奈良市告示第519号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年7月16日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年7月16日揭示済)

奈良市告示第520号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本、同法第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年7月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年7月16日揭示済)

奈良市告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年7月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
栗栖 真美	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目2-14-403	あんま	平成27年7月13日
栗栖 真美			
栗栖 真美	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目2-14-403	はり・きゅう	平成27年7月13日
栗栖 真美			

(平成27年7月17日揭示済)

奈良市告示第522号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公示します。

平成27年7月22日
奈良市長 仲川元庸

1 業務概要

個人住民税および軽自動車税の課税における課税資料の件数は増加傾向にあり、その資料の入力・点検・業務に係る事務が増大している。このため、課税事務を正確かつ効率的に行うため、補助的・準備的な業務を委託する。

2 対象業務

(1) 業務名称 個人住民税および軽自動車税課税業務
(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
(3) 契約期間 平成27年10月1日から平成32年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
(4) 履行場所 奈良市役所
倉庫棟第5北会議室(43.6㎡)
倉庫棟第1北会議室(43.6㎡)※
※第1北会議室は、毎年1月4日～5月末日(繁忙期間中のみ使用可)

以下省略

(平成27年7月22日揭示済)

奈良市告示第523号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成26年度市・県民税	第1期分	平成26年7月18日	平成26年7月31日
平成26年度市・県民税	第2期分	平成26年9月19日	平成26年9月30日
平成26年度市・県民税	第3期分	平成26年11月20日	平成26年12月1日
平成26年度市・県民税	第4期分	平成27年2月20日	平成27年3月2日

平成27年7月22日
奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号
平成27年2月27日 奈良市指令都整開 第14A-45号

2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月22日 第1477号
公共施設 平成27年7月22日 第696号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市平松五丁目620番2、620番3の一部及び631番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市川原城町839番地1
株式会社恒心不動産 代表取締役 牧園 文彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市平松五丁目620番2の一部、620番3の一部及び631番の一部

(2) 下水道
奈良市平松五丁目620番2の一部、620番3の一部及び631番の一部

(平成27年7月22日揭示済)

奈良市告示第524号

平成26年度市・県民税第1期分、第2期分、第3期分、第4期分及び平成20年度市・県民税第4期分(未送達分)の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年7月23日
奈良市長 仲川元庸

平成20年度市・県民税 第4期分未送達分
2 この公示送達により変更した後の納期限
平成27年8月9日
3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成27年7月23日揭示済)

平成27年5月12日 平成27年5月31日
奈良市告示第525号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に
基づき次のように道路の区域を変更します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管
理課において一般の縦覧に供します。
平成27年7月24日
奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
北部第134号線	奈良阪町2292番1地先から 奈良阪町2315番6地先まで	前	2.34~4.00	84.5	
		後	4.00~5.60	84.5	

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市告示第526号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に
基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管
理課において一般の縦覧に供します。
平成27年7月24日
奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
北部第134号線	奈良阪町2292番1地先から	奈良阪町2315番6地先まで	L = 84.5 W = 4.00~5.60	

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市告示第527号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成27年7月24日
奈良市長 仲川元庸

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京
駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成27年7月24日揭示済)

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年7月23日

奈良市告示第528号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項
の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定
介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、
同法第55条の3の規定により告示します。
平成27年7月24日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス友舞	奈良県奈良市三碓三丁目3-26	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年6月1日
有限会社 友舞	奈良県奈良市左京三丁目18-20		
介護サービスセンター佐紀	奈良県奈良市佐紀町3106番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年6月30日
株式会社 ユニオンノック	奈良県奈良市佐紀町3106番地		
デイサービス葡萄の森	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年6月30日
株式会社メディカルサポート トコンシェルジュ	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2		

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年7月24日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護	平成27年7月15日
名称	主たる事務所の所在地		
だんらんの家 富雄	奈良県奈良市富雄川西一丁目18番31号		
株式会社 いきいきライフ	大阪府八尾市東山本新町8丁目21-2		

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月24日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
昭和52年4月19日 奈良市指令都整開 第18-97号
平成27年6月17日 奈良市指令都整開 第18-97-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月24日 第1478号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市八条三丁目77番1、79番1、80番4及び81番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市八条三丁目77番地の1
奈良自動車整備協業組合 代表理事 古川 博之
(平成27年7月24日揭示済)

奈良市告示第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月24日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成26年9月22日 奈良市指令都整開 第14A-18号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月24日 第1479号
公共施設 平成27年7月24日 第697号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市東九条町178番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区内神田一丁目12番1号

アルフレッサ株式会社 代表取締役 鹿目 広行

5 公共施設の種類の、位置及び区域

(1) 調整池

奈良市東九条町178番1の一部

(平成27年7月24日揭示済)

奈良市告示第532号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年7月27日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	磯城郡川西町大字結崎624-3
申請者氏名	有限会社 You&Iコーポレーション 取締役 藪内 範子
道路の位置	奈良市東九条町608番8、608番9、608番10、608番13及び606番2の各一部
道路の幅員	最大6.02m 最小5.00m
道路の延長	48.924m
指定年月日	平成27年7月27日
指定番号	第H2608号

(平成27年7月27日揭示済)

奈良市告示第533号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成27年7月26日

3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成27年7月27日揭示済)

奈良市告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年7月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年3月17日 奈良市指令都整開 第14A-47号

2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年7月27日 第1480号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市藤ノ木台三丁目1番298

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 取締役社長 赤坂 秀則
(平成27年7月27日揭示済)

奈良市告示第535号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成27年7月28日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年7月24日	吉田 敬子	医療法人浜田会 浜田クリニック	奈良市学園南1-3-4	眼科 (視覚障害)

(平成27年7月28日揭示済)

奈良市告示第536号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

1 入札に付する事項

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年7月29日

奈良市長 仲川元庸

項目	概要
名称	奈良市環境清美センター 空調熱源設備賃貸借
内容	1. 空調熱源設備の賃貸借 2. 契約に含む工事内容等 ① 仮設・養生工事 ② 既設機器設備撤去工事 ③ 機器設備搬入・据付工事 ④ 配管設備工事 ⑤ ガス設備工事 ⑥ 誘導設備工事 ⑦ 保温・保冷工事 ⑧ 塗装工事 ⑨ 自動制御設備工事 ⑩ 電気設備工事 ⑪ 建築工事 ⑫ 試運転調整
賃貸借期間	平成27年12月1日から平成34年11月30日まで
契約方法	長期継続契約(7年間)

以下省略

(平成27年7月29日揭示済)

奈良市告示第537号

平成26年度国民健康保険料第4期分、第5期分、第6期分の督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の

住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申

出があればいつでも交付します。

平成27年7月30日

1 この督促状の発送年月日及び納期限

	期 別
平成26年度督促状	第4期分
平成26年度督促状	第5期分
平成26年度督促状	第6期分

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成27年7月30日揭示済)

奈良市告示第538号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成27年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 業務の名称

人事管理・給与・福利厚生事務等の労働者派遣

2 労働者派遣期間

平成27年10月1日から平成28年9月30日まで

3 参加表明受付期間

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 事業者概要票(様式2)
- ③ 業務経歴書(様式3)及び契約履行実績が確認できる書類(契約書、仕様書等の写し)
- ④ 平成27年度奈良市物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類

ア 納税証明書の写し

- ・奈良市内の業者(奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税(法人にあつては法人市民税)及び固定資産税(入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分)

- ・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明]その3、その3の2又はその3の3

イ 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し(発行後3か月以内のもの)

ウ 印鑑登録証明書(原本)(発行後3か月以内のもの)

エ 一般労働派遣事業許可証の写し

オ 優良派遣事業者認定証の写し

カ ISO27001/ISMSまたはプライバシーマークのいずれかの認証資格の写し

(2) 提出期間

平成27年7月30日(木)午前8時30分～平成27年8月11日(火)午後5時

(3) 提出方法

奈良市長 仲川元庸

発送年月日 納期限

平成26年10月20日 平成26年11月4日

平成26年11月20日 平成26年12月4日

平成26年12月19日 平成27年1月5日

事前に電話連絡の上、持参、郵便又は信書便により提出すること(郵便又は信書便については、上記提出期間内必着のこと)。電子メール、ファクシミリ等での提出は認めない。

持参の場合は、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く、各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

4 企画提案書等の提出

参加を承認された事業者については、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 業務の実施体制調書(様式4)
- ③ 作業スケジュール(企画提案書に記載可能。ただし、ページに含む。)
- ④ 見積書(企画提案書に記載可能。ただし、ページに含む。)

様式は自由とするが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。積算根拠の具体的な内訳を明らかに示すこと。

(2) 提出期間

平成27年7月30日(木)午前8時30分～平成27年8月19日(水)午後5時。なお、この期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 提出方法

持参、郵便又は信書便により提出すること(郵便又は信書便については、上記提出期間内必着のこと)。持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。3(3)参照

5 その他

その他の詳細は、人事管理・給与・福利厚生事務等の労働者派遣プロポーザル募集要項及び人事管理・給与・福利厚生事務等の労働者派遣に係る仕様書によります。

6 問い合わせ、提出先

奈良市総務部 人事課

所在地：〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 中央棟5階

電話：0742-34-4821(直通)

FAX：0742-34-9237

E-mail：jinji@city.nara.lg.jp

(平成27年7月30日揭示済)

奈良市告示第539号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年7月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成27年7月30日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成27年1月8日、同月9日、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日、同月23日、同月26日及び同月29日

(平成27年7月30日掲示済)

奈良市告示第540号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年7月28日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年7月30日掲示済)

奈良市告示第541号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年7月30日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番地の21
申請者氏名	有限会社 若狭住宅 代表取締役 濱岸 邦雄
道路の位置	奈良市奈良阪町2290番3及び2314番2の各一部

道路の幅員	最大4.02m 最小4.02m
道路の延長	26.68m
指定年月日	平成27年7月30日
指定番号	第H2619号

(平成27年7月30日掲示済)

奈良市告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年7月30日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番地の21
申請者氏名	有限会社 若狭住宅 代表取締役 濱岸 邦雄
道路の位置	奈良市奈良阪町2314番2の一部
道路の幅員	最大4.02m 最小4.02m
道路の延長	27.15m
指定年月日	平成27年7月30日
指定番号	第H2620号

(平成27年7月30日掲示済)

奈良市告示第543号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成27年7月31日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成27年7月31日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年7月30日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司

納税課

監査結果公表日 平成27年6月26日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成27年7月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
平成26年度現年度分の市税の分割納付について、納付誓約時に「債務の承認及び納付誓約書」を徹しているが、分割納付の承認についての決裁手続が全てとられていなかった。分割納付を行う際には、奈良市行政組織規則第71条の規定に則り、決裁手続をとられたい。	現年度分の市税の分割納付については、平成27年4月受付分から、奈良市行政組織規則第71条の規定に則り、奈良市事務専決規程第5条及び第6条に規定する専決区分に従い、1件100万円以上のものについては税務室長の、1件100万円未満のものについては納税課長の決裁手続をとることとした。

保健・環境検査課

監査結果公表日 平成27年6月26日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成27年7月23日

【監査の結果】	【措置の内容】
電波掛時計等を購入した納品書に貼付されているレシートの日付より後の日付けで支出負担行為を起票し、現品受領と検収を行い、決裁を受けている事例があった。支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、支出の原因となるべき契約その他の行為であることから、当該契約日は、購入を行った日であり、支出負担行為を行わず、契約を締結したことになる。奈良市会計規則第24条第1項の規定により、需用費の執行については、契約締結のときに支出負担行為を整理するよう、適正な事務処理を行われたい。	奈良市会計規則第24条第1項の規定のとおり需用費の執行については、契約締結のときに支出負担行為を整理するよう徹底しました。今後は、適正な事務処理を行います。

景観課

監査結果公表日 平成27年3月30日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成27年7月1日

【監査の結果】	【措置の内容】
なら歴史まちづくり推進協議会の委員委嘱の市長決裁は、第3回の開催通知と併せた決裁を受けていたが、委員の報償費の額及び任期開始日は記載されていなかった。委嘱した委員の報償費の額及び任期開始日が不明確であるので、決裁文書に明確に記載して、適正な事務処理を行われたい。	なら歴史まちづくり推進協議会については、平成27年度から附属機関に位置付け、委員の報酬額を同協議会規則第8条に規定し、当該委員の委嘱について、平成27年5月1日を任期開始日とする委嘱手続を行いました。

(平成27年7月30日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第29号

平成27年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年7月21日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日時

平成27年8月4日（火）

午前10時00分から

2 場所

中部公民館 4階 第1講座室～第4講座室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第25号 平成28年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択について

議案第26号 平成28～31年度使用奈良市立中学校教科用図書採択について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。受付場所は、中部公民館の4階で行います。定員は100名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(平成27年7月21日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第47号

平成27年9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年9月3日から平成27年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年7月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年7月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第48号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年9月3日から平成27年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年7月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階
選挙管理委員会事務局内

(平成27年7月31日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第12号

平成27年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成27年7月17日

奈良市農業委員長 大西崇夫

1 日時

平成27年7月24日（金曜日） 午後2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 建議要望

(1) 平成28年度農業施策に関する要望

4 議案

(1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について

(平成27年7月17日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

平成27年7月24日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので奈良市農業委員会互選規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第6号）第16条の規定により公告します。

平成27年7月27日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地部会委員

奈良市白毫寺町175番地	中田武文
奈良市法蓮町654番地の1	大西崇夫
奈良市尼辻南町2番24号	北中正純
奈良市秋篠町905番地の1	嶋田圭堂
奈良市菅原町596番地	長谷川義廣
奈良市石木町274番地	今中初雄
奈良市東九条町252番地の3	谷口清志
奈良市北之庄町394番地	山中浩
奈良市南永井町213番地	大西繁實
奈良市水間町1102番地	須川章夫
奈良市阪原町1725番地	中田清文
奈良市南庄町358番地	辰巳貢
奈良市月ヶ瀬引436番地の1	小西功
奈良市都祁相河町124番地	藤岡正則
奈良市荻町795番地	今井勝美

奈良市中山町1399番地の1	出口礼次郎
奈良市月ヶ瀬石打2718番地	小川正一
奈良市六条西三丁目1番5号	高杉美根子

農政部会委員

奈良市般若寺町201番地	平田芳道
奈良市大安寺四丁目4番30号	武野義男
奈良市五条町17番15号	吉村信男
奈良市山陵町219番地	加藤次夫
奈良市三碓四丁目3番2号	大畑稔
奈良市八島町250番地	今里勝亮
奈良市今市町427番地	松村檜太郎
奈良市中畑町401番地	巽一孝
奈良市日笠町648番地	中尾義永
奈良市柳生町67番地	荻田精吾
奈良市大柳生町1601番地	山中正三
奈良市狭川東町175番地	岡田嘉文
奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田清隆
奈良市都祁白石町2979番地の2	吉井茂次
奈良市針町3291番地	西井隆
奈良市菅原町517番地	吉松道雄
奈良市針ヶ別所町1345番地	松本嘉平
奈良市狭川東町423番地	今西正延
奈良市都祁甲岡町106番地	北良晃

(平成27年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

平成27年7月24日に開催した平成27年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成27年7月27日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地部会長

奈良市白毫寺町175番地 中田武文

農政部会長

奈良市今市町427番地 松村檜太郎

(平成27年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第15号

平成27年7月24日に開催した平成27年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成27年7月27日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地副部会長

奈良市石木町274番地 今中初雄

農政副部会長

奈良市柳生町67番地 荻田精吾

(平成27年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成27年8月農政部会の会議を次のと

おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年7月31日

奈良市農業委員会

農政部会長 松村 檜太郎

- 1 日時 平成27年8月7日（金） 午後1時30分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議案
 - 第1号 農政部会の活動について
 - 第2号 農地利用状況調査の実施について
- 4 報告
 - 第1号 遊休農地解消モデル事業について
 - 第2号 なら農業委員会だより第60号の発行について

(平成27年7月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。